

## 編入学・転部(学部間)・転籍試験

### 3年次 学科選択科目 法学

1. 指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名・フリガナを記入しなさい。
3. この問題冊子の不ぞろい等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出なさい。
4. 解答時間は60分です。
5. 試験終了まで、受験者の退出は認めません。

次の文章A、Bを読んだうえで、問1および問2の各問いに答えなさい。

〈文章A〉

裁判所は、この判例の形成に当たるといって、法形成の上で重要な役割を果たしている。のみならず、①制定法についても、解釈という形でその意味を確定するのは、裁判所の任務である。制定法が、解釈という形で、立法当時の立法者の了解のみならず、制定法の文言を素直に一読した場合に理解されるところとも違った内容を与えられることも少なくない。それ故、裁判所は、法形成過程の一つのかなめ、その重要性において立法部に優るとも劣ることはないかなめなのである。

出典：田中英夫『実定法学入門〔第3版〕』（東京大学出版会、1974年）217頁（出題にあたり一部改変した）

問1 文章Aの下線部①について、裁判所が制定法について解釈という形でその意味を確定したのは、どのような場合か。民法の判例について、事案の概要及び判旨をあげながら説明しなさい。

〈文章B〉

日米安全保障条約と戦後の再軍備の進展

終戦後占領軍によって日本を支配していたアメリカは、占領終了後も日本に駐留し続けることを望んだ。日本政府も、共産主義勢力に対抗するために、それを希望した。日本は1951年にサンフランシスコ条約を締結したが、それと同時に、日米安保条約を調印した。そのために占領軍は、駐留軍として看板を変えてそのまま残留することができた。

また、日本国憲法を強く特色づける平和主義と戦力不保持規定は、アメリカの強いイニシアチブで憲法に盛り込まれたものであった。ところが朝鮮戦争の勃発を大きな契機として、日本に再軍備を要求するようになった。②この要求を受けて歴代の日本の保守政権は、警察予備隊、保安隊、自衛隊と、次第に再軍備を進めた。その際、日米安保体制の下で、米軍に日本における基地使用を認めつつ、日米両国軍によって共同で日本領域の安全保障を確保する、という政策を推進した。

出典：山元一『グローバル化時代の日本国憲法』（放送大学教育振興会、2019年）233頁（出題にあたり一部改変した）

問2 憲法9条の解釈をめぐっては今日に至るまで論争が続いている。文章Bの下線部②に関連して、(1) 憲法9条下において、自衛隊、及び日米安保条約、はいかに位置づけられているかについて、政府見解、判例等を踏まえて説明しなさい。また、(2) それらを踏まえて、これまでの政府の憲法9条の解釈の妥当性について論じなさい。

<問2の参考条文>

憲法9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

問題はここまでです